

# 個人の市民税・県民税

平成28年度の個人市民税・県民税の納税・税額決定通知書と課税明細書を発送しますので、内容をご確認ください。また、市民税・県民税の課税や納付方法などについても併せてお知らせします。

## 徴収担当のキャラクター係長 39

### 3月末で退職したのに納付書がきたニヤ



## 普通徴収の納付方法

事業所得、不動産所得などの所得がある人は、市から送付する納付書または口座振替で納めます。

### ■納税・税額決定通知書と課税明細書の発送

▽発送予定日 4月1日現在、65歳未満の人 6月1日、65歳以上の人 6月9日。  
▽納期 6・8・10月、翌年1月。一括または年4回払い。

### ■納期内は、ペイジー納付ができます

パソコンや携帯電話からのインターネットバンキングや、銀行ATMを利用し、金融機関の営

業時間外でも納付できます。ペイジーの使い方など、詳しくは、各HPをご覧ください。

▽ペイジーの使い方 ペイジーHP <http://www.pay-easy.jp/index.html>。

▽対応金融機関など 市HP。

### ■納期内は、コンビニエンスストア、ゆうちょ銀行、郵便局でも納付できます

ただし、納付額が30万円を超えるものなど、バーコードが印字されていない納付書は、コンビニエンスストアでは納付できません。

## 特別徴収の納付方法

■給与所得に関わる特別徴収 会社など給与の支払者

■市民税・県民税は収入があった年の翌年に課税されます 市民税・県民税は、前年の1月1日～12月31日の1年間の所得に対して課税されます。年の途中で退職しても、その年1年間の所得が一定以上あった場合には、翌年に市民税・県民税が課税されます。

☎市民税課 ☎(632)2221、特別収納対策室 ☎(632)2239

が、税額を6月～翌年5月の年12回に分けて、毎月給与支払いの際に納税者の給与から差し引き、納税者に代わって納めます。退職などにより給与の支払いを受けなくなった場合は、給与から差し引きできなくなった残りの税額を納税者が納付書または口座振替などで納めます。ただし、次の場合を除きます。①退職の際に、給与などから残りの税額を一括して差し引かれる②会社などに再就職し、そこで引き続き特別徴収される。

### ■年金所得に関わる特別徴収

4月1日現在、65歳以上の人の年金所得に関わる

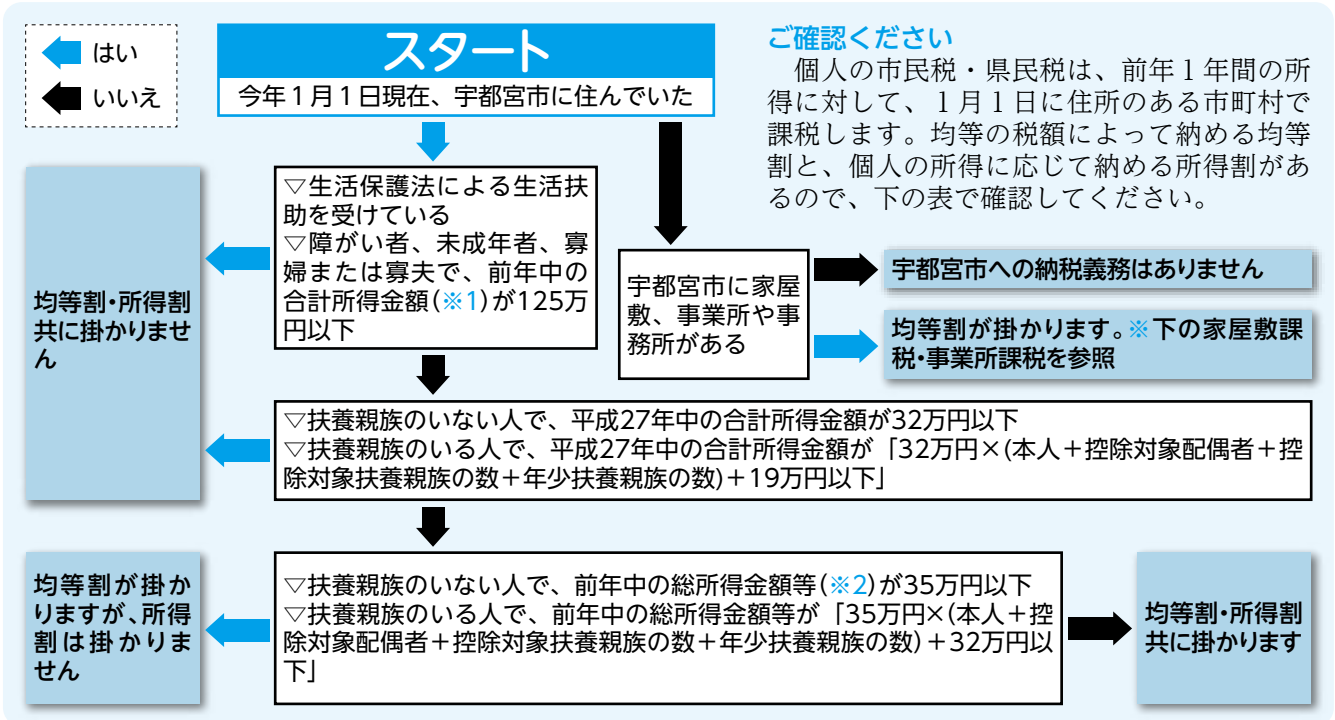
市民税・県民税は、年金支給時に年金の支払者が、税額を年金から引き落とし、納税者に代わって納めます。納付の方法は、11ページ左下の表をご覧ください。また、引き落とされる税額は、市民税・県民税税額決定通知書をご確認ください。

▽対象となる年金 老齢基礎年金・老齢年金・退職年金など。障害年金や遺族年金など、非課税の年金は対象外。年金所得に関わる市民税・県民税のみが特別徴収です。

年金所得以外の給与所得や事業所得などに関わる税額は、給与からの特別徴収

※1 合計所得金額 純損失、雑損失などの繰越控除前の総所得金額等(※2)の金額。  
 ※2 総所得金額等 総所得金額(※3)、上場株式などに関わる配当所得の金額(分離課税)、土地などに関わる譲渡所得などの金額、株式などに関わる譲渡所得などの金額、先物取引に関わる雑所得などの金額、山林所得金額および退職所得金額の合計額(純損失、雑損失などの繰越控除後の金額)。

本文中に記載がないものは、原則として、対象どなたでも、費用無料、申込不要。  
 HP ホームページ、Eメールアドレス、地域自治センター  
 区 地区市民センター、出張所、生涯学習センター、生涯学習センター、生涯学習センター  
 区 生涯学習センター、生涯学習センター、生涯学習センター



や納付書または口座振替などで納めます。

▽年金からの引き落とし対象 ①平成28年4月1日現在、65歳以上(昭和26年4月2日以前の生まれ) ②平成27年中に支払われた公的年金などに関する市民税・県民税が課税になる ③平成28年1月1日以降、引き続き市内に住所がある ④介護保険料の特別徴収の対象。

それ以外の人の年金所得に関する市民税・県民税は、納付書または口座振替などで納めます。

▽確定申告などで年度の途中で税額が変更となる人  
年金から税額を引き落としできなくなるため、残りの税額を納付書または口座振替などで納めます。なお、10月以降は、公的年金からの特別徴収制度の見直しにより、一定の要件のもと、特別徴収が継続されます。

**65歳未満の年金受給者の皆さんへ**  
平成28年4月1日現在、65歳未満の人の年金所得に関する市民税・県民税は、

**表 平成28年度の65歳以上の人の公的年金に関する市民税・県民税の納付方法**

■平成27年度から引き続き、引き落としになる人

納付方法	年金からの特別徴収(引き落とし)					
	仮徴収			本徴収		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	平成29年2月
税額	平成28年2月と同額を4・6・8月にそれぞれ引き落とし			年税額から仮徴収した額を差し引いた額を3回に分けて引き落とし		

■平成28年度から新たに(改めて)引き落としになる人

納付方法	普通徴収(納付書または口座振替)		年金からの特別徴収(引き落とし)		
	徴収月	6月	8月	10月	12月
税額	年税額の半分を2回に分けて納付書または口座振替などで納税		年税額の残り半分を10月から3回に分けて引き落とし		

**家屋敷課税・事業所課税**  
本市以外の市区町村で住民税(市区町村民税・都道府県民税)が課税されている人でも、次のいずれかに該当する人は、道路の管理やごみ収集、消防・救急などの行政サービスを受けていることから、本市での市民税・県民税の課税の対象となりますので、申告してください。

▽家屋敷課税 市内に住宅を所有する市外居住の単身赴任者など。

▽事業所課税 市内に事務所や事業所を所有する市外居住の事業主など。

▽税額 住民税の均等割5700円(市民税3500円+県民税2200円)。

※3 総所得金額 利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、総合課税の譲渡所得、雑所得、一時所得の金額の合計額。